

することとし、その手続を進めたところ、信用金庫が六〇万円の債務のためにマンションを仮差押えをしたため、売却話がこわれてしまい、七二〇万円の損害が出たという事案である。

本件判決は、信用金庫には「債務返済の方策の実施を妨げないよう配慮すべき義務がある」のに、これに著しく違反し、感情的な報

復措置と疑われてもやむを得ない措置をとつたと厳しく批判し、不法行為責任があるとし

たが、債務者にも支店長に説明しなかつた責任があるとして、九割の過失があるとした。

債務返済方策の実施を妨げないよう配慮すべき義務があるとしたのは妥当であろうが、九割の過失の認定が妥当か否かは、見解が分かれるであろう。

最近の判例から

(23)

判決正本の書留郵便に付する送達

(水戸地決 平一〇・六・三〇 判時一六八八一五七)

小林 誠吾

建物収去土地明渡請求訴訟において敗訴した者が、書留郵便に付して送達された判決正本を受け取った後控訴したところ、控訴期間

経過を理由とする控訴却下の決定がなされた場合において、原裁判所の書留郵便に付する送達は違法な手続であったとして、原決定を取り消し、控訴を適法と認めた事例(水戸地裁 平成一〇年六月三〇日決定 確定 判例

時報一六八八号一五七頁)。

一 事案の概要

平成九年一〇月二〇日、XはYを相手方として、A簡易裁判所(原裁判所)に建物収去土地明渡請求訴訟を提起した。

原裁判所は、平成一〇年一月二九日の第一回口頭弁論期日にYが欠席したので、弁論終

結の上、同年二月一二日Xの請求を認容する判決を言い渡した。

原裁判所は、同月一三日本件判決正本をYあてに特別送達の方法で発送したが、Y不在で留置期間経過を理由に同月二六日返送されたので、同日本件判決正本を書留郵便に付して送達した。

Yは、同年三月二日、Xから本件判決のことを聞いて初めてこれを知り、郵便局に赴いて本件判決正本を受け取り、同月二三日、原裁判所に控訴状を提出した。

原裁判所は、本件判決正本は、同年二月二六日Yに送達されたことになり、控訴期間は同年三月一二日満了するから、Yの控訴は控訴期間経過後のものであるとして民事訴訟法二八七条により控訴を却下する旨の決定をし

た。

これに対し、Yが即時抗告を申し立てた。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は次のような判断を下した。

(1) 本件判決正本の送達は、新民訴訟法施行後に最初にする送達であるから、同法附則七条二項により同法一〇四条三項の適用がなく、書留郵便に付する送達を行うには、通常の交付送達、補充送達、差置送達もできなかった場合で、かつ、就業場所が判明しないか、判明しても同所における送達もできなかったことを要する。

(2) 書留郵便に付する送達は、受送達者に到達したか否かを問わず、その発送時に送達の効果が擬制されるものであるから、送達不能及び就業場所が判明しないこと等の認定は、送達書類の種類に応じて、それ相應の資料に基づいて慎重になされるべきであり、また、その認定の根拠となる資料についても記録上明確にしておく必要がある。

(3) 本件においては、少なくとも送達書類が判決正本という重要書類であったのであるから、原裁判所の担当書記官としては、本件判決正本の特別送達が返送されてきた際

にX若しくはその訴訟代理人に不送達となつたことを連絡して、郵便局がYについて「不在」としたことの裏付け調査を促すべきであり、その調査結果を報告書等によって提出するよう求めて、記録上もこの点を明確にしておく必要があつたがこのような処置を講ずることなく、書留郵便に付する送達を実施したのは違法な手続きであつたといわざるを得ない。

(4) 従つて、本件判決正本の送達の効力は、Yが郵便局で本件判決正本を現実に受領した平成一〇年三月二日に発生したと解すべきであるから、控訴期間の満了日は同月一六日ということになり、同月一三日になされた本件控訴は控訴期間を遵守した適法である。

(5) よつて、原決定を取り消し、本件控訴は適法と認める。

三 まとめ

本件は、新民訴訟法下において、書留郵便に付する送達の適否が問題となつた事例である。

書留郵便に付する送達は、受送達者に到達したか否かを問わず、その発送時に送達の効果が擬制されるものである(法一〇七条三項)

から、個々の事案に応じて適正に対応すべきである。

妥当な決定であろう。